

# 発達障害のある子どもへの 指導・支援体制(1) ～特別支援学級/通級による指導～



国立特別支援教育総合研究所  
廣瀬由美子



未就学(幼児)

義務教育(児童)(生徒)

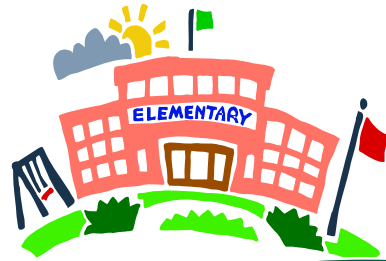
高等教育(生徒)

幼稚園・保育園

小学校

中学校

高等学校



幼稚園教育要領

小学校学習指導要領

高等学校

保育所保育指針

中学校学習指導要領

学習指導要領

幼稚園

小学校/中学校

特別支援学級

通級による指導

通常の学級

高等学校





未就学(幼児)

義務教育(児童)(生徒)

高等教育(生徒)

幼稚園・保育園

小学校

中学校

高等学校



幼稚園教育要領

小学校学習指導要領

高等学校

保育所保育指針

中学校学習指導要領

学習指導要領

幼稚園

保育園

小学校/中学校

特別支援学級

通級による指導

通常の学級

高等学校



未就学(幼児)

義務教育(児童)(生徒)

高等教育(生徒)

- ・ 7領域  
(弱視/難聴/言語/  
知的/自閉症・情緒/  
肢体不自由/病弱・  
身体虚弱)
- ・ 例えば知的障害  
特別支援学級では  
知的発達と適応の程度と  
在籍条件の規定がある
- ・ 交流及び共同学  
習の推進

小学校



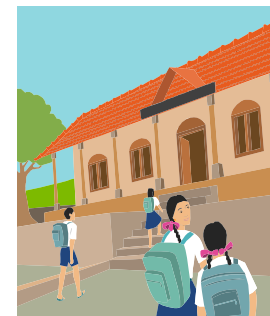
小学校学習指導要領

中学校



中学校学習指導要領

高等学校



高等学校

学習指導要領

小学校/中学校

高等学校

保育園

特別支援学級

通級による指導

通常の学級



## 未就学(幼児)

- ・ 7領域  
(弱視/難聴/言語/  
知的/自閉症・情緒/  
肢体不自由/病弱・  
身体虚弱)
- ・ 例えば知的障害  
特別支援学級では  
知的発達と程度と  
適応の程度で在籍  
条件の規定がある
- ・ 交流及び共同学  
習の推進

保育園

特別支援学級

## 義務教育(児童)(生徒)

- ・ 9領域  
(言語/自閉症/情緒  
/弱視/難聴/LD  
/ADHD/病弱・身体  
虚弱/肢体不自由)
- ・ 知的障害の通級  
指導教室はない
- ・ 通常の学級に在  
籍し上限8時間まで  
特別の指導を受け  
る形体

小学 中学校

通級による指導

通常の学級

## 高等教育(生徒)

- ・ 定型発達の児童  
生徒
- ・ 通級による指導を  
利用する児童生徒
- ・ 特別支援学級に在  
籍している児童生徒  
の交流及び共同学  
習の時間

高等学校

# 学校教育法 第81条

## 第81条 第1項

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校においては次項各号のいずれかに該当する幼児、児童、生徒、その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

## 第81条 第3項

前項に規定する学校においては、疾病により療育中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

## 第81条 第2項

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校には、次項各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 1 弱視者
- 2 難聴者
- 3 知的障害者
- 4 肢体不自由者
- 5 病弱・身体虚弱者
- 6 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことがきとうなもの。

# 学校教育法 第81条

## 第81条 第1項

通常の学級在籍（通級による指導）の学校、高等学校、  
いかに該当する幼児、児童、生徒、  
その他教育上特別の支援を必要とする  
幼児、児童生徒に対し、文部科学大臣  
の定めるところにより、障害による学習上  
又は生活上の困難を克服するための  
教育を行うものとする。

## 第81条 第3項

前項に規定する学校においては、疾病  
により療育中の児童及び生徒に対して、  
特別支援学級を設け、又は教員を派  
遣して、教育を行うことができる。

## 第81条 第2項

小学校、中学校、高等学校、  
中等教育学校には、次項各号  
のいずれかに該当する児童及  
び生徒のために、特別支援学  
級を置くことができる。

- 1 弱視者
- 2 難聴者
- 3 知的障害者
- 4 肢体不自由者
- 5 病弱・身体虚弱者
- 6 その他障害のある者で、  
特別支援学級において教育  
を行うことがきとうなもの。



# 学校教育法 第81条

## 第81条 第1項

幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校において、いずれかに該当する幼児、児童、生徒及びその他の教育上特別の支援を必要とする幼児、児童生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

学習指導要領を含め、学校教育法施行規則以下を指す

## 第81条 第3項

前項に規定する学校においては、疾病により療育中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

## 第81条 第2項

小学校、中学校、高等学校、高等教育学校には、次項各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 1 弱視者
- 2 難聴者
- 3 知的障害者
- 4 肢体不自由者
- 5 病弱・身体虚弱者
- 6 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことがきとうなもの。



# 学校教育法 第81条

## 第81条 第1項

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校においては次項各号のいずれかに該当する幼児、児童、生徒、その他教育上特別の支援を必要とする

**特別支援教育**  
(例えば自立活動) し、文部科学大臣が障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

## 第81条 第3項

前項に規定する学校においては、疾病により療育中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

## 第81条 第2項

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校には、次項各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 1 弱視者
- 2 難聴者
- 3 知的障害者
- 4 肢体不自由者
- 5 病弱・身体虚弱者
- 6 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことがきとうなもの。

# 学校教育法 第81条

## 第81条 第1項

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校においては次項各号のいずれかに該当する幼児、児童、生徒、その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

## 第81条 第3項

前項に規定する学校においては、疾病により療育中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

## 第81条 第2項

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校には、次項各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 1 弱視者
- 2 難聴者
- 3 知的障害者
- 4 肢体不自由者
- 5 病弱・身体虚弱者
- 6 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことがきとうなもの。

# 学校教育法 第81条

## 第81条 第1項

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校においては次項各号のいずれかに該当する幼児、児童、生徒、その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

## 第81条 第3項

前項に規定する学校においては、疾病により療育中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

## 第81条 第2項

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校には、次項各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 1 弱視者
- 2 難聴者
- 3 知的障害者
- 4 肢体不自由者
- 5 病弱・身体虚弱者
- 6 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を受けることができる者  
自閉症者、情緒障害者、言語障害者

# 学校教育法施行規則 第138条

## 第138条

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の  
前期課程における特別支援学級に係る教育  
課程については、特に必要がある場合は、  
第50条第1項、第51条及び第52条の規定  
並びに第72条から第74条までの規定にかか  
わらず、特別の教育課程によることができる。

# 学校教育法施行規則 第138条

## 第138条

特別支援学級の  
特別の教育課程編成の根拠

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の  
前期課程における特別支援学級に係る教育  
課程については、特に必要がある場合は、  
第50条第1項、第51条及び第52条の規定  
並びに第72条から第74条までの規定にかか  
わらず、特別の教育課程によることができる。

# 学校教育法施行規則 第138条

## 第138条

小学校又は中等教育学校の  
小学校教育課程の編成

前条第1項において特別支援学級に係る教育

課程について 小学校授業時数 小学校教育課程の基準

第50条第1項、第51条及び第52条の規定

並びに 第72条から第74条までの規定にかか

わらず、特別の教育課程によることができる。

# 学校教育法施行規則 第138条

## 第138条

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の  
前期課程における特別支援学級に係る教育  
課程については、特に必要がある場合は、  
第50条第1項、第51条及び第52条の規定  
並びに第72条から第74条までの規定にかか  
わらず、特別の教育課程によることができる。

中学校教育課程の編成

中学校教育課程の基準



# 学校教育法施行規則の改正（通級による指導）

## \* 第140条

### <改正前>

- 1 言語障害者
- 2 情緒障害者
- 3 弱視者
- 4 難聴者
- 5 その他心身に故障がある者で、本項の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当のもの

### <改正後>

(平成18年4月1日施行)

- 1 言語障害者
- 2 自閉症者
- 3 情緒障害者
- 4 弱視者
- 5 難聴者
- 6 学習障害者
- 7 注意欠陥多動性障害者
- 8 その他心身に故障がある者で本項の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当のもの



# 小・中学校等に関連する教育法令

## \* 学校教育法第74条(センター的機能)

特別支援学校においては、第72条の目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第75条第1項に規定する児童、生徒又は幼児の教育に関して必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

# 小・中学校等に関連する教育法令

## \* 学校教育法第74条(センター的機能)

特別支援学校においては、第72条の目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第75条第1項に規定する児童、生徒又は幼児の教育に関して必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。



# 小・中学校等に関連する教育法令

## <解説>

特別支援学校におけるセンター機能については、学校教育法第74条にて規定されている。センター的機能の内容は、①小・中学校等教員支援機能、②相談情報提供機能、③障害のある児童生徒への指導支援機能、④関連機関等の連絡・調整機能、⑤研修協力機能、⑥施設設備等の提供機能である。

→近隣の特別支援学校において協力可能な機能を知っておくと、学校支援の資源として使えます！

特別支援学校においては、第72条の規定を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第75条第1項に規定する児童、生徒又は幼児の教育に関して必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

# 発達障害のある子どもへの 指導・支援体制(1) ～特別支援学級/通級による指導～

終わり



国立特別支援教育総合研究所  
廣瀬由美子

※この研修講義では「特別支援教育研修講座」の資料を使用しています。

